

ほしゅう  
募集

—11月20日は「さっぽろ子どもの権利の日」です—



# こ けんり 子どもの権利 せんいゆう・ポスター作品

テーマ

「子どもの権利」 子ども一人ひとりが、安心して、自分らしく、豊かに成長するために大切なことって何だろう？

かけがえない  
自分を大切にしよう

こま  
困ったときには  
そつだん  
相談しよう

みんなちがって  
みんないい！

子どもの権利って、みんなにも  
身近なことだよ！考えてみよう！

おも  
思いやりの気持ち

ゆめにむかって  
チャレンジ！！

こ いけん  
子どもの意見を  
とり入れよう

とも  
友だちを大切に



ほしゅうきかん  
募集期間

れいわ おん がつ にち けつ  
令和5年7月3日(月)から

れいわ おん がつ にち もく ひつちやく  
令和5年8月31日(木)まで(必着)

おうほさき  
応募先

さっぽろしこ みらいきよくこ けんりすいしんか  
札幌市子ども未来局子どもの権利推進課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

さくひんぶもん  
作品部門

せんいゆうぶもん  
せんいゆう部門

5・7・5のリズムで  
ひょうげん  
表現しよう！

ポスター部門

20字以内のメッセージを  
くわ  
加えたポスターを募集します。

ようし  
用紙: A4サイズ以上八つ切以内  
がざい じゆう  
画材: 自由

もっと見て  
ぼくのいいところ  
きづいてよ

れいわ ねんどせいゆうしゆうさくひん  
令和4年度最優秀作品



おうほしやせんいん  
応募者全員に  
きねんひん  
記念品をプレゼント！

くわしくは  
なかめん  
中面を見てね！

【問い合わせ】 札幌市子ども未来局子どもの権利推進課  
でんわ  
電話:011-211-2942/ファックス:011-211-2943  
でんし  
電子メール:kodomo.kenri@city.sapporo.jp



さっぽろしこ みらいきよくこ けんりすいしんか  
札幌市子ども未来局子どもの権利推進課

## 募集要領

募集期間	令和5年7月3日(月)から令和5年8月31日(木)まで(必着)
応募資格	札幌市内に在住、または在学している18歳未満の子ども(高校3年生を含む)
募集する作品の内容・部門	<p><b>子どもの権利に関することをテーマにした</b></p> <p>例)「いじめはダメ!」「自分のゆめにチャレンジ」「子どもにやさしいまち」など</p> <p>①せんりゅう(5・7・5のリズムで自由に表現してください。)</p> <p>②ポスター(20字以内のメッセージを加えたもの)</p>
作品の規定	<p><b>【せんりゅう部門】</b></p> <p>記入用紙は自由です。添付の応募用紙にせんりゅうを記入することもできます。</p> <p><b>【ポスター部門】</b></p> <p>用紙サイズ: <b>A4以上八つ切(約39センチ×27センチ)以内とする</b></p> <p>添付の応募用紙にポスターを記入することもできます。</p> <p>メッセージ: <b>20文字以内</b> 画材: <b>自由(水彩絵の具、色鉛筆、パソコンでの作成など)</b></p> <p>※応募は各部門につき、一人一点までとします。</p>
応募方法	作品の部門、作品の題名(ポスターのみ)、名前(フリガナ)、学校名、学年、住所、電話番号を記入した応募用紙を、作品の裏面にのり付けするなど、はがれないようにしたうえで、作品を下記応募先に郵送または持参してください。(持参の場合、受付は平日8:45~17:15)
応募先	〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 札幌市子ども未来局子どもの権利推進課 あて
入賞・記念品	<p><b>【各部門】最優秀賞: 1点(賞状・図書カード5,000円分)</b></p> <p><b>優秀賞: 数点(賞状・図書カード3,000円分)</b></p> <p><b>奨励賞: 数点(賞状・図書カード1,000円分)</b></p> <p>※応募者全員に記念品をプレゼントします。 (両部門に応募された場合でも記念品は一人一点となります。)</p>
その他	<p>①応募作品は、応募者が作成したオリジナルの作品に限ります。</p> <p>②作品を展示・使用する際には、応募用紙に記入された作品の題名、名前、学校名、学年を併せて公表する場合があります。</p> <p>③応募作品の著作権は原作者に帰属しますが、札幌市が行う子どもの権利に関わる啓発活動等で作品を使用するための複製、転載、配布に関わる権利及び札幌市が実施する展示会やホームページ等での作品の公開に関わる権利は、札幌市に帰属することとします。</p> <p>④応募作品に関わる個人情報、この事業で必要となることのほかは使用しません。</p> <p>⑤応募作品は、展示、啓発活動での使用を終了したのちから順次、応募用紙に記載されている住所あてに返却します。(12月下旬を予定)ただし、学校や児童会館等で取りまとめて応募された作品については、各施設あてに返却します。</p>
作品の展示・使用	<p>①入賞作品については、令和5年11月にチ・カ・ホで展示会を実施するほか、優秀賞以上の作品は啓発用カレンダーにも掲載します。</p> <p>②札幌市が作成するポスター、パンフレット、ホームページ等の広報資料に掲載するなど、子どもの権利の啓発のために活用する場合があります。</p>
問合せ先	札幌市子ども未来局子どもの権利推進課 電話:011-211-2942/ファックス:011-211-2943/電子メール:kodomo.kenri@city.sapporo.jp

きりとり

## 子どもの権利 せんりゅう・ポスター作品 応募用紙

作品部門	せんりゅう ・ ポスター
作品題名(ポスターのみ)	
ふりがな	
名前	
学校名	年 組
住所	(電話番号 - - )
<p>※ ポスター作品には、応募用紙を作品の裏面にのり付けするなど、はがれないようにしてください。</p> <p>※ ポスターの用紙の大きさを守ってください。【A4(約30cm×21cm)以上 八つ切(約39cm×27cm)以内】</p> <p>※ 学校等で取りまとめて応募される場合は、学校等の住所・電話番号を記載してもかまいません。</p>	

## 子どもの権利 せんりゅう

5・7・5のリズムで表現してください。